

議案第41号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月20日

三朝町長 吉田秀光

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに削除号等を除く。）を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。）を加える。

改正後	改正前
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、町長の権	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、町長の権

限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

危機管理課

総務課

財務課

町民税務課

子育て健康課

福祉課

農林課

企画観光課

建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 総務課

ア～カ 略

キ 略

ク 略

(3) 略

限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。

危機管理課

総務課

財務課

税務課

町民課

健康福祉課

農林課

企画観光課

建設水道課

第2条 各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 総務課

ア～カ 略

キ 地域活動の支援に関すること。

ク 町有集会施設の管理及び運営に関すること。

ケ 略

コ 略

(3) 略

(4) 税務課

ア 町税の賦課及び徴収に関すること。

イ 固定資産の評価に関すること。

ウ 税外諸収入金に関すること。

(5) 町民課

(4) 町民税務課

- ア 町税の賦課及び徴収に関すること。
- イ 固定資産の評価に関すること。
- ウ 税外諸収入金に関すること。
- エ 戸籍及び住民登録に関すること。
- オ 窓口事務に関すること。
- カ 環境政策に関すること。

(5) 子育て健康課

- ア 国民健康保険及び高齢者の医療に関すること。
- イ 健康対策に関すること。
- ウ 児童福祉及び子育て支援に関すること。

(6) 福祉課

- ア 介護保険に関すること。
- イ 障がい者及び高齢者福祉に関すること。
- ウ 生活困窮者に関すること。

(7) 略

- ア 戸籍及び住民登録に関すること。
- イ 窓口事務に関すること。
- ウ 環境政策に関すること。
- エ 児童福祉及び子育て支援に関すること。
- オ 生活困窮者に関すること。

(6) 健康福祉課

- ア 国民健康保険及び高齢者の医療に関すること。
- イ 介護保険に関すること。
- ウ 健康対策に関すること。
- エ 障がい者及び高齢者福祉に関すること。

(7) 略

(8) 企画観光課 ア～コ 略 <u>サ 移住・定住に関すること。</u> (9) 略	(8) 企画観光課 ア～コ 略 (9) 略
--	---------------------------------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。